

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会又は校区まちづくり協議会・準備会が実施する地域づくりやコミュニティづくり等を推進する事業（以下「事業」という。）において、新型コロナウイルス感染症対策（以下「感染症対策」という。）のために要する費用や、コロナ禍において、顕在化された課題や新たな課題解決に取り組む活動に要する費用に対し、予算の範囲内で那覇市地域コミュニティ活動感染予防対策事業補助金（以下「当該補助金」という。）を交付することについて、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則 第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 自治会とは、那覇市連絡事務委託規則（1964年那覇市規則第23号。以下「規則」という。）により、本市と委託契約を締結している団体をいう。
- (2) 校区まちづくり協議会・準備会とは、那覇市校区まちづくり協議会・準備会支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により、本市より認定を受けている団体をいう。

(補助対象団体)

第3条 当該補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）の要件を満たすものとして、自治会又は校区まちづくり協議会・準備会で、令和3年7月1日時点で自治会にあっては規則による委託契約を締結され、又は校区まちづくり協議会・準備会にあっては実施要綱の規定により認定を受けていることとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 当該補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び当該補助金の額は、次のとおりとする。

当該補助金対象経費	当該補助金の額
<p>次に掲げる経費のうち、補助対象団体の運営や実施する事業のために要した経費で、当該補助金の交付決定日から令和3年12月31日までの期間内に事業を実施及び代金を支払ったもの。但し、他法・他施策等の補助金・助成金と併用してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策等のための消耗品購入経費（マスク、手指消毒液等） (2) 事業の実施場所における感染症対策等のための備品購入経費（扇風機、アクリル板、オンライン会議等の電子周辺機器、自動手洗い装置等） (3) 自治会が所有する施設（自治会が所有しない施設であっても所 	<p>補助対象経費の10分の10以内の額とし、補助額については、自治会においては10万円、校区まちづくり協議会・準備会においては3万円を上限とする。</p>

<p>有者の承諾を得たものも含む)における感染症対策のための設備 新設及び修繕経費(網戸、換気扇等)</p> <p>(4) 3密回避のための会議室等利用経費</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費</p>	
---	--

2 前項第2号に掲げる備品とは、価格が1万円以上のものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動に関する事業については、当該補助金の交付対象としない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する活動
- (2) 宗教の教義を広め、若しくは儀式を行い、又は信者を強化育成する活動
- (3) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対する活動
- (4) 特定の公職の候補者、公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動
- (5) その他市長が交付することが適当でないと認める活動

(補助金の交付申請)

第5条 当該補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、次に掲げる書類を市長が定める日までに申請しなければならない。

- (1) 那覇市地域コミュニティ活動感染予防対策事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項における書類の提出の時期は、当該事業の実施前とし、1つの補助対象団体につき1回までの申請とする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該補助金を交付することが適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定し、那覇市地域コミュニティ活動感染予防対策事業補助金決定通知書(第2号様式)により当該団体に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 当該補助金の交付の決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、当該補助金の交付決定内容を変更し、又は廃止しようとするときは、那覇市地域コミュニティ活動感染予防対策事業補助金変更・廃止承認申請書(第3号様式)により、市長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更を除く。

2 市長は、前項の規定による変更又は廃止の申請があったときは、その内容を審査の上、変更又は廃止について承認の可否を決定し、那覇市地域コミュニティ活動感染予防対策事業補助金変更・廃止承認通知書(第4号様式)又は那覇市地域コミュニティ活動感染予防対策事業補助金変更・廃止不承認通知書(第5号様式)により当該交付団体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付団体は、事業完了後30日以内に那覇市地域コミュニティ活動感染予防対策事業補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。但し、概算払いを受けた交付団体は、事業完了後7日以内に報告書を提出しなければならない。

- (1) 購入物品等一覧表
- (2) 事業内容確認表
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、当該補助金の額を確定し、那覇市地域コミュニティ活動感染予防対策事業補助金確定通知書（第7号様式）により当該交付団体に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 当該補助金は、前条の規定による当該補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、当該補助金を概算払いにより交付することができる。

3 交付団体は、当該補助金を概算払いにより請求しようとするときは、那覇市地域コミュニティ活動感染予防対策事業補助金概算交付申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により当該補助金の交付決定を受け、又は当該補助金の交付を受けたとき。
- (2) 当該補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により当該補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に当該補助金を交付しているときは、交付団体に当該補助金の返還を命ずる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失効する。